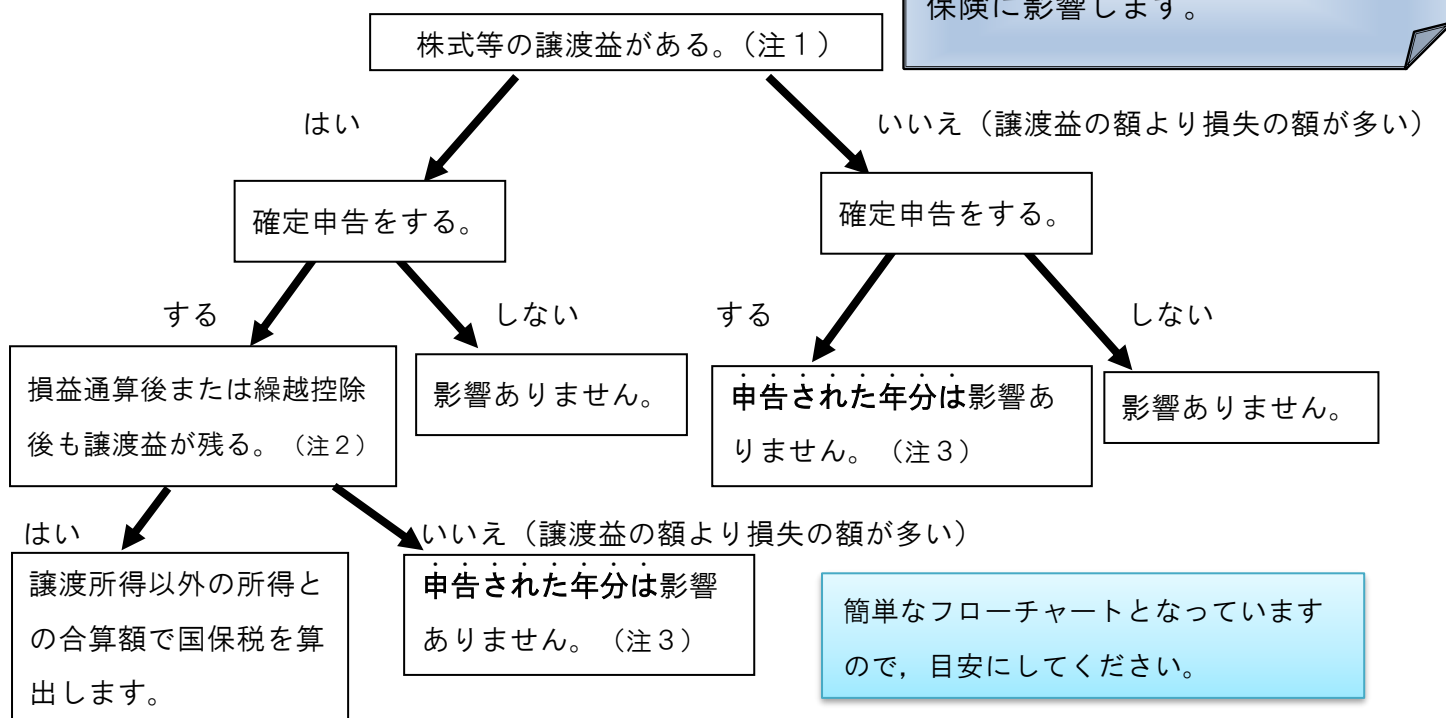


株式等の譲渡所得等の国民健康保険への影響

1 国民健康保険税への影響



(注1) 特定口座内で生じた所得に対して、税金を源泉徴収することを選択した場合は、確定申告が通常不要なため、国保税の算定に係る所得にはなりません。

ただし、他の口座の譲渡損益と相殺する場合や上場株式等に係る譲渡損失を繰越控除する特例の適用を受ける場合には確定申告をする必要があり、その確定申告をした所得は国保税の課税対象となります。

(注2) 株式等の譲渡所得と上場株式等の配当所得との損益通算後、または繰越控除後、譲渡益が残る。

(注3) 申告された年分の額には影響ありませんが、損失を繰り越すことにより、翌年分の申告で譲渡益が残ると翌々年度の額に影響する場合があります。

(例) 令和6年分の損失を申告すると、令和7年度の国保税には影響はありませんが、令和7年分申告で譲渡所得（譲渡益）が繰越損失等を上回る場合は、国保税に影響する場合があります。

2 70歳以上の方の医療機関等窓口での自己負担割合への影響

市・都民税の課税標準額が145万円以上で3割負担となった場合でも、一定の収入金額未満であれば、申請により2割負担になることがあります。その際は、申告された株式等の譲渡等の収入金額を含む全ての収入金額で判定されます。

(注) 損益通算後に所得（収入から経費を差し引いた額）がマイナスであっても、通算前の収入金額が、高齢受給者証の収入判定に使用されます。